

景観計画区域内行為の通知にかかる書類の提出部数が変わりました

■建築物・土木構築物・工作物・道路付属物について

令和5年3月の通知まで	令和5年4月の通知から
事前相談時…1部 書類の修正が必要な場合は通知において修正したものを提出	事前相談時…1部 <u>通知時に正本として扱います</u> <u>書類の修正が必要な場合は差し替え等を行います</u>
通知時…2部	通知時…1部 <u>副本として提出</u>

■その他（公園施設・植栽・宅地造成等）については、従来から変更はありません。通知時にのみ2部提出してください。

【問い合わせ先】高崎市 都市計画課景観室 TEL：027-321-1350